

新型コロナウイルス感染症の影響により  
令和2年3月31日までに契約ができなかった方へ

# 次世代住宅 ポイント制度

新型コロナウイルス感染症対応  
の申請を受付けます。

🏠 新築**最大35万円**相当、リフォーム**最大30万円**  
相当のポイントが発行されます。

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり

🏠 ポイントは、**様々な商品\***に交換できます。

🏠 すまい給付金や住宅ローン減税と**併用**できます。

\*本制度で登録された商品と交換できます。詳細はホームページでご確認ください。

詳細は裏面をご覧ください ▶

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月31日までに契約できなかった方が、以下の対象期間に契約、着工(着手)を行った場合、ポイントを発行します。

## 対象期間等

	①工事請負契約	②建築着工(工事着手)	③売買契約
新築 (注文住宅)	令和2年4月7日 ┆ 令和2年8月31日	工事請負契約 ┆ 令和2年8月31日	—
新築 (分譲住宅)	平成30年12月21日 ┆ 令和2年8月31日		令和2年4月7日 ┆ 令和2年8月31日
リフォーム*1	令和2年4月7日 ┆ 令和2年8月31日		—

\*1 1,000万円未満のリフォーム工事について、工事完了の期限は令和2年8月31日です。申請は工事完了後となります。

- 新築は、引渡し後に申請者が自ら居住する住宅が対象です。

## 申請方法

事務局への郵送または、受付窓口への持参により申請できます。

※受付窓口については、当初の制度の窓口とは異なる場合があります。

ポイントの発行申請期間	令和2年6月1日～令和2年8月31日(予定)	※申請期限内であっても、予算額に達し次第終了します。
ポイントの交換申込期間	令和2年6月1日～令和2年11月30日	

- 申請にあたっては、やむを得ず令和2年3月31日までに契約ができなかった理由の申告が必要です。また、ポイント発行対象となる性能を証明する書類や工事前後の写真などの提出が必要です。
- 工事完了前であっても、請負契約の締結(分譲住宅の場合は売買契約)以降、必要な書類が揃い次第、ポイント発行申請することができます。\*2
- 工事完了前にポイント発行申請を行った場合、工事完了後、完了報告期限までに完了報告書類の提出が必要です。(完了報告を実施しない場合は、発行されたポイントは無効となります。)

\*2 戸別のリフォーム申請については、請負契約金額の代金が1,000万円(税込)以上の場合に限ります。

★申請方法の詳細は、ホームページ等をご覧ください。

## 次世代住宅ポイント事務局



0570-001-339

受付時間: 9時～17時(土・日・祝を含む) 一部のIP電話等からは 042-303-1553

※電話番号はお間違えの無いようお願いいたします。

次世代住宅ポイント制度

検索

<https://www.jisedai-points.jp>